

里の旅お食事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に宿泊する団体に対して里の旅お食事補助金（以下、補助金という）を交付することにより交流人口の拡大と地域経済の活性化に資することを目的とし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(交付条件)

第2条 補助金は、次に掲げる全ての要件を満たす団体に予算の範囲内において交付する。

- (1) 10名以上の団体（小学生以上）
- (2) 宿泊施設（豊後大野市商工会加盟店）に延べ20泊以上滞在
※1名あたり1泊の宿泊費が3,000円以上の宿泊に限る。
※宿泊施設は旅館業法第2条に規定するホテル営業・旅館営業施設に限る。
- (3) 飲食施設（豊後大野市商工会加盟店）を2箇所以上利用
※1名あたり1回の飲食（コンビニを除く）合計額が300円以上の飲食に限る。
※宿泊施設での飲食を含む。

(適用除外)

第3条 補助金は、次の各号いずれかに該当する団体には交付しない。

- (1) 国又は地方公共団体が主催する公式試合に出場するための宿泊
- (2) 国又は地方公共団体が主催する旅行（修学旅行・視察旅行など）による宿泊
- (3) 国又は地方公共団体が主催する各種会議等への参加を目的とする宿泊
- (4) 政治的又は宗教的活動を目的とする宿泊
- (5) 営利活動を目的とする宿泊（旅行業取扱管理者その他市内への誘客を目的とする営利活動を除く）
- (6) 公序良俗に反する活動を目的とする宿泊
- (7) 観光若しくはスポーツ施設・文化施設（ホテル会場を含む）・公共施設等の利用を伴わない宿泊
- (8) その他、一般社団法人 ぶんご大野里の旅公社（以下、公社という）が申請書・実績報告書を確認後、書類不備等により交付が適当でないと認めたとき

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、延べ宿泊者数に1,000円を乗じて得た額とし、1団体あたり15万円を限度とする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、平成30年4月6日から翌年3月22日までとする。ただし、事業予算額の上限に達した場合は対象期間にあっても補助を終了するものとする。

(予算額)

第6条 公社は、前条に定める期間内の予算額をあらかじめ定め、申請または申請の意思表示（FAXまたは電子メールによる申請書類の送信）に対し、申請または申請の意志表示が到達した順に順位を付し、申請を受理するものとする。

2 公社は、前項で定めた予算額を超えて申請があった場合には、申請を受け付けることができない。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類をチェックインの日から7日前までに公社へ提出しなければならない。

- (1) 里の旅お食事補助金交付申請書
- (2) その他必要と認められる書類

(補助金の交付決定)

第8条 公社は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付可能な補助金の額を確定して里の旅お食事補助金交付決定書(以下「交付決定書」という。)により申請者に通知するものとする。

2 公社は、必要に応じて、申請者から申請内容の詳細を求め、又は調査することができる。

(申請の変更)

第9条 申請者は、前条1項の交付決定書による通知後、延べ宿泊者数の変更により交付を受けようとする補助金の額に変更が生じる場合、速やかに公社に変更内容を知らせなければならない。ただし、この場合にあっても第7条に定める期限は遵守するものとする。

2 公社は、申請の変更を受け付けた場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、再度交付可能な補助金の額を確定して交付決定書により申請者に通知するものとする。

(実績報告および補助金の請求)

第10条 補助金の申請をした団体は、次に掲げる書類をチェックアウトの日から14日以内に公社へ提出しなければならない。

- (1) 里の旅お食事補助金事業実績報告書及び補助金交付請求書

- (2) 宿泊証明書
- (3) 飲食店領収書又は請求書
- (4) 大会および宿泊等の手配証明書（契約書等の写し）※旅行者のみ
- (5) 委任状 ※申請者と振込口座名義人が異なる場合のみ必要
- (6) その他必要と認められる書類

2 補助金の申請をした団体は、前項の場合において交付決定書に記載された補助金額を超えて補助金を請求することはできない。

(補助金の支払)

第11条 公社は、前条の書類を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは申請者の口座へ補助金を振り込む。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、公社理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月6日から実施する。